医政総発0729第１号
医政支発0729第１号
令和８年７月29日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公　印　省　略）

「社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について」（通知）の一部改正について

社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求については、「社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について」（平成 31 年３月 28 日付け医政総発 0328 第１号、医政支発 0328 第１号厚生労働省医政局総務課長、医療経営支援課長連名通知）において、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するべき範囲等を示しているところであるが、今般、当該通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正したため通知する。

なお、本改正通知の「２①ウ　在留外国人の診療に当たり必要となる多言語対応に要する費用（通訳の手配料や翻訳機の使用料等）（通知２(5)エ）」については、その考え方として、「在留外国人が増加しているとともに、言語の問題で診療に際しより多くの人員・時間を要することがある。在留外国人がその診療内容を的確に理解し、納得した上で医療を受けられる環境を整備するため」（令和８年１月９日中央社会保険医療協議会資料・総－２）の費用であることが示されていることを申し添える。

ついては、貴職におかれても、これを御了知の上、貴管下医療機関及び関係団体等へ周知いただくようお願いする。

社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について(通知)　新旧対照表

新	旧
医政総発 0328 第１号 医政支発 0328 第１号 平成 31 年３月 28 日 （一部改正　令和８年７月 29 日）	医政総発 0328 第１号 医政支発 0328 第１号 平成 31 年３月 28 日 （新設）
各都道府県衛生主管部（局）長 殿 厚生労働省医政局総務課長 厚生労働省医政局医療経営支援課長 （公 印 省 略）	各都道府県衛生主管部（局）長 殿 厚生労働省医政局総務課長 厚生労働省医政局医療経営支援課長 （公 印 省 略）
社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について(通知)	社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について(通知)
社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人（持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画について、厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいう。)、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第５条第１項第 29 号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたもの、同号ワにおいて、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第２に掲げる農業協同組合連合会で一定の要件を満たしたもの及び同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額診察を行う病院事業を行う法人で一定の基準を満たしたもの(以下「社会医療法人等」という。)においては、税制優遇措置を受けることから、公的に運営されることが求められ、自費患者である外国人であって医療保険各法等の規定による被保険者等でない	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人（持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画について、厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいう。)、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第５条第１項第 29 号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたもの、並びに同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額診察を行う病院事業を行う法人で一定の基準を満たしたもの(以下「社会医療法人等」という。)においては、税制優遇措置を受けることから、公的に運営されることが求められ、自費患者に対し請求する金額について、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることが認定又は承認の要件とされている。

新	旧
者に対し請求する診療報酬の額の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に３を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とする要件が付されている。 しかし、近年、一部の医療機関において、訪日外国人の自由診療が増加し、上記要件により計算するべき経費の範囲について疑義が生じている。このため、社会医療法人等への助言、指導にあたっては下記の事項に留意されるとともに貴管下の医療法人に周知願いたい。 なお、この通知は、社会医療法人等及び社会医療法人等の認定又は承認等を受けようとする法人について周知するものであり、これらの法人以外の一般の医療法人にあっては、自由診療である訪日外国人の診療については、この通知に関係なく必要な経費を請求できるものであるので留意願いたい。	しかし、近年、一部の医療機関において、訪日外国人の自由診療が増加し、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するべき経費の範囲について疑義が生じている。このため、社会医療法人等への助言、指導にあたっては下記の事項に留意されるとともに貴管下の医療法人に周知願いたい。 なお、この通知は、社会医療法人等及び社会医療法人等の認定、承認を受けようとする法人について周知するものであり、これらの法人以外の一般の医療法人にあっては、自由診療である訪日外国人の診療については、この通知に関係なく必要な経費を請求できるものであるので留意願いたい。
記	記
１　次の経費は訪日外国人の診療にのみ生じる特有の経費であることから、その必要な経費を訪日外国人の患者に請求することは差し支えない。 ア・イ　（略） ウ　大使館・領事館等との連絡・調整に係る事務の費用 エ　滞在延長に係る事務の費用（地方出入国在留管理官署との調整に係る費用を含む。） オ　国際医療搬送に関連する事務の費用	１　次の経費は訪日外国人の診療にのみ生じる特有の経費であることから、その必要な経費を訪日外国人の患者に請求することは差し支えない。 ア・イ　（略） （新設） （新設） （新設）
２ ①　社会医療法人等にあっても次の事項については、「療養の給付	２　社会医療法人等にあっても次の事項については、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成 17 年９月１日

新	旧
と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成 17 年９月１日保医発第 0901002 号（以下「通知」という。））に基づき、療養の給付と直接関係ないサービス等として、費用徴収することが認められている。	保医発第 0901002 号（以下「通知」という。））に基づき、療養の給付と直接関係ないサービス等として、費用徴収することが認められているものであることを留意されたい。
ア　（略）	ア　（略）
イ　日本語を理解できない患者に対する通訳料（通知２(5)ウ）	イ　日本語を理解できない患者に対する通訳料（通知２(5)イ）
ウ　在留外国人の診療に当たり必要となる多言語対応に要する費用（通訳の手配料や翻訳機の使用料等）（通知２(5)エ）	（新設）
②　なお、①のウの費用は、「在留外国人の診療に当たり」とあるが、訪日外国人の診療であっても同様に生じる経費であることから、①のア及びイと同様に、社会医療法人等が行う自由診療である訪日外国人の患者について請求して差し支えないことを念の為申し添える。	（新設）
３　個別の患者へのサービス等として請求額を算定することが困難なもの（多言語対応のデジタルサイネージ設置費、多言語対応の説明書作成費、外国人対応に係る研修参加費等）について、その経費を請求することは認められないことに留意すること。	（新設）
４　（略）	３　（略）
以上	以上

医政総発0328第１号
医政支発0328第１号
平成31年３月28日
一部改正　医政総発0729第１号
医政支発0729第１号
令和８年７月29日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公　印　省　略）

社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について
（通知）

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人（持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画について、厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいう。）、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第５条第１項第29号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたもの、同号ワにおいて、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第２に掲げる農業協同組合連合会で一定の要件を満たしたもの及び同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額診察を行う病院事業を行う法人で一定の基準を満たしたもの(以下「社会医療法人等」という。)においては、税制優遇措置を受けることから、公的に運営されることが求められ、自費患者である外国人であって医療保険各法等の規定による被保険者等でない者に対し請求する診療報酬の額の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に３を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とする要件が付されている。

しかし、近年、一部の医療機関において、訪日外国人の自由診療が増加し、上記要件により計算するべき経費の範囲について疑義が生じている。このため、社会医療法人等への助言、指導にあたっては下記の事項に留意されるとともに貴管下の医療法人に周知願いたい。

なお、この通知は、社会医療法人等及び社会医療法人等の認定又は承認等を受けようとする法人について周知するものであり、これらの法人以外の一般の医療法人にあっては、自由診療である訪日外国人の診療については、この通知に関係なく必要な経費を請求できるものであるので留意願いたい。

記

1　次の経費は訪日外国人の診療にのみ生じる特有の経費であることから、その必要な経費を訪日外国人の患者に請求することは差し支えない。

ア　旅行者保険に関連する事務の費用

イ　診療・治療に必要な患者情報について外国との連絡に係る事務の費用（外国在住の患者家族への病状説明、手術の同意を得ることに係る費用を含む。）

ウ　大使館・領事館等との連絡・調整に係る事務の費用

エ　滞在延長に係る事務の費用（地方出入国在留管理官署との調整に係る費用を含む。）

オ　国際医療搬送に関連する事務の費用

2

①　社会医療法人等にあっても次の事項については、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成 17 年９月１日保医発第 0901002 号（以下「通知」という。））に基づき、療養の給付と直接関係ないサービス等として、費用徴収することが認められている。

ア　外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料（通知　２(2)ウ）

イ　日本語を理解できない患者に対する通訳料（通知　２(5)ウ）

ウ　在留外国人の診療に当たり必要となる多言語対応に要する費用（通訳の手配料や翻訳機の使用料等）（通知　２(5)エ）

②　なお、①のウの費用は、「在留外国人の診療に当たり」とあるが、訪日外国人の診療であっても同様に生じる経費であることから、①のア及びイと同様に、社会医療法人等が行う自由診療である訪日外国人の患者について請求して差し支えないことを念の為申し添える。

3　個別の患者へのサービス等として請求額を算定することが困難なもの（多言語対応のデジタルサイネージ設置費、多言語対応の説明書作成費、外国人対応に係る研修参加費等）について、その経費を請求することは認められないことに留意すること。

4　診療と直接関係ないサービス（空港までの患者搬送等）を提供する場合に、実費を請求することは差し支えない。なお、サービスの提供に当たっては、関係法令に基づき、当該社会医療法人等が実施することができる業務の範囲内で行うことに留意すること。

以上